

平成29年 3月21日

## 「本籍地の記載廃止」及び「受講申込書等の様式改訂」について

一般社団法人岡山県労働基準協会

平素は、当協会の講習事業等につきまして格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、労働安全衛規則等の一部を改正する省令が平成29年3月10付で公布され、平成29年4月1日から施行されることとなりました。

従来、技能講習等の受講及び修了証の再交付等の手続きにあたり、本籍地の確認が義務付けられていましたが、今回の改正により、4月1日以降の手続きにおいては本籍地の確認が不要となり、修了証等の記載事項から本籍地の欄を削除させていただきます。

これに伴い、関係様式の改訂をはじめ下記のとおり手続き方法を変更させていただきますので、お客様のご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 本籍地の確認が不要となる種別

- ・技能講習
- ・安全衛生推進者／衛生推進者養成講習

#### 2. 様式の改訂を行う書類等

- ・上記1に係る受講申込書
- ・修了証再交付等申込書

※現在お持ちの申込書は廃棄いただき、ホームページ等から最新版を入手してください。

(4月1日から最新版に更新されます)

#### 3. 受講の申し込み手続き

- ・最新の「受講申込書」でお申し込みください。

#### 4. 修了証の再交付等手続き

- ・最新の「修了証再交付等申込書」でお申し込みください。
- ・書替手続きは「氏名の変更」を行った場合のみ必要となります。

※過去の本籍地が記載された修了証をお持ちの場合でも、「本籍地の変更」による書替手続きを行う必要はありません。

#### 5. 実施時期

平成29年 4月 1日

#### 6. その他

- ・4月1日以降に開催する講習のお申し込みを3月31日までにを行う際は従来の受講申込書となりますが、本籍地の欄はご記入いただく必要はありません。

以上

**【問い合わせ先】 一般社団法人岡山県労働基準協会 Tel (086) 225-3571**